

事 務 連 絡

平成27年2月23日

各 都道府県「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査及び事業実施意向調査  
(第5回、平成26年12月実施分)の結果について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、「生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査」につきましては、  
ご協力いただきありがとうございました。今般、平成26年12月実施分の調査結果が  
取りまとまりましたので、ご報告致します。

調査結果の概要等につきましては下記のとおりであり、具体的な調査結果につつま  
しては、別添(①全国集計(都道府県・市区町村)、②都道府県別集計(市区町村))  
を参照して下さい。

併せて、事業実施意向調査につきましても下記及び別添のとおりご報告致します。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に情報提供いただくとともに、本調査  
結果を制度に関する説明会等において活用するなど、制度施行に向けた取組の推進に  
引き続きご協力いただければと思います。

なお、次回調査につきましては、施行準備進捗状況調査のみとし、2月末の状況に  
ついて、平成27年3月10日(火)までに管内市区町村の状況も取りまとめた上で、  
ご回答いただきますようお願い致します。

記

1 施行準備進捗状況調査

(1) 調査結果のポイント【福祉事務所設置自治体】

- 回答自治体数 901/901自治体【回答率100%】
- 担当部署の決定、自立相談支援事業の実施形態(直営・委託)の決定、事業費  
の積算については、実施した市区町村は9割を超える(都道府県については実施

形態を除き 100%) など形式的には体制整備が進んだと言える。一方で、法施行に必要な準備事項について未検討の市区町村が 2 割を超えるなど、一部の自治体において、必要な準備が進捗していない状況がうかがわれる。担当部署においては、4 月から円滑な施行ができるよう、関係部署との連絡会議等の設置、委託先との役割分担の調整、手引きや帳票の確認等の取組を加速する必要がある。

## (2) 調査結果のポイント【都道府県】

- 市区町村を対象とした会議等の開催は全都道府県で実施されており、引き続き管内自治体の施行準備の状況を把握しながら、制度の円滑な施行に向けて必要な支援を行うことが重要である。

## 2 事業実施意向調査

### (1) 調査結果の概要

- 全体として、「実施未定」が概ね数%、「実施予定」と回答した自治体が20%～30%程度となっている。
- 生活困窮者自立支援法は、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業を併せて行うことによって、生活困窮者のニーズに応じた包括的な支援を提供することができると考えられる。法施行後は、支援調整会議等においてこうしたニーズを把握できるよう準備を進めるとともに、近隣自治体との共同実施等も含めて、その実施について、積極的にご検討いただきたい。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 高橋、西鳥羽、添島

電話 03-5253-1111 (内線 2893、2232)

夜間 03-3595-2615

F A X 03-3592-1459